

使 用 前 檢 査 申 請 書

廃炉発官R3第121号
令和3年10月6日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	<p>福島第一原子力発電所 雨水処理設備等 関連設備 集水ピット抜出ポンプ（完成品） 2台 主要配管 雨水移送 集水ピット抜出ポンプから雨水回収タンクまたは中継タンク入口ヘッダーまでの一部</p> <p>※ 実施計画Ⅱ.2.36.2.1 主要仕様参照</p>
実施計画の認可年月日	平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和2年7月8日)
検査を受けようとする工程	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をする ことができる状態になった時</p> <p>設備の組立てが完了した時</p> <p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
検査を受けようとする期日	自 令和3年11月24日 至 令和3年12月24日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和4年2月4日

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和2年						令和3年						令和4年											
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
雨水処理設備等		▼	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	△	☆	☆	☆	☆

— : 工事期間
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

屋外（汚染水タンクエリア）

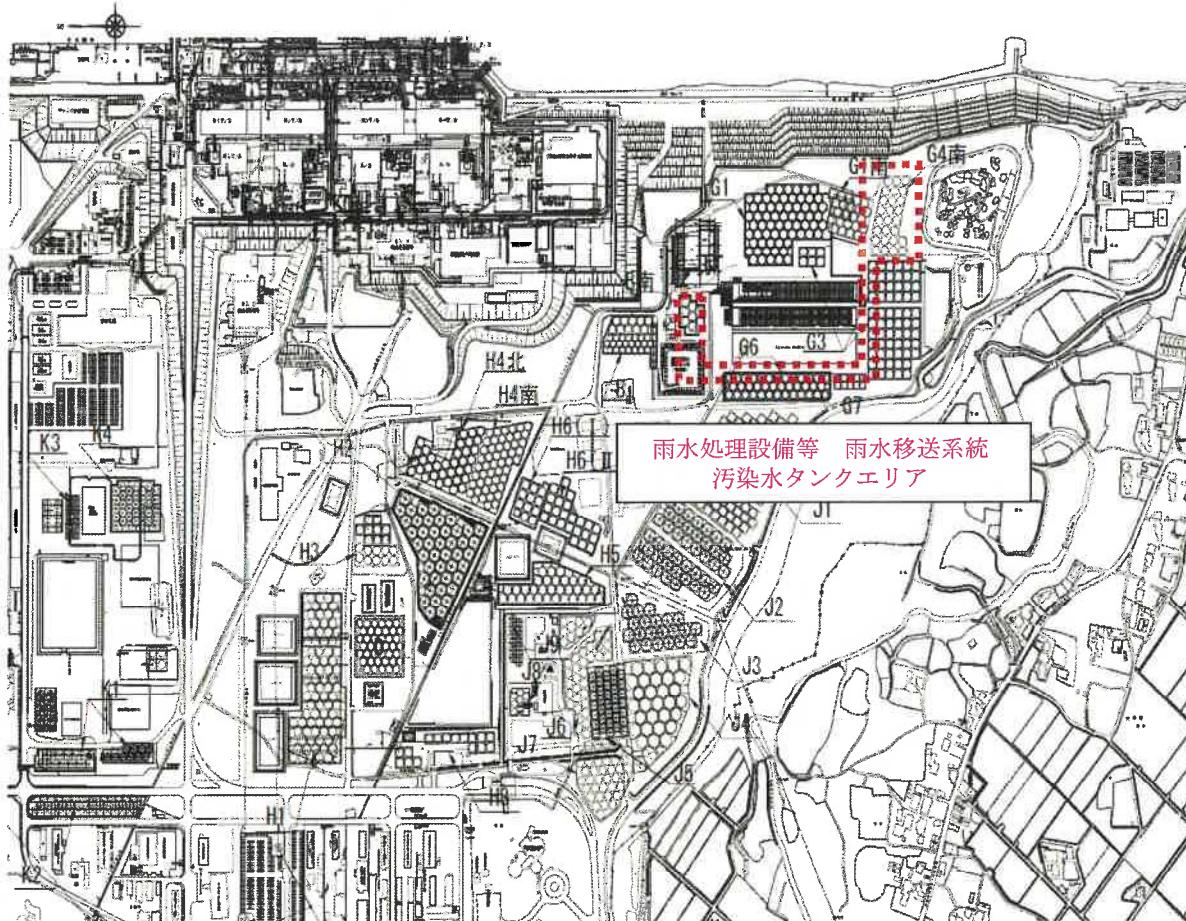
：管理対象区域

別添－1　：　検査場所図

別添－2　：　検査範囲図

以 上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

■ : 検査場所

検査範囲図

